

埼玉労働局発表
令和6年12月23日

【照会先】
埼玉労働局職業安定部
職業対策課長 新井 進
職業対策課長補佐 早藤 弘信
(電 話) 048(600)6209

令和6年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省埼玉労働局（局長 片淵 仁文）では、このほど、埼玉県内に本社をおく民間企業や公的機関などにおける、令和6年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.5%）以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、これを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

☆全体的に実雇用率は着実に上昇しているが、民間企業の法定雇用率達成割合は法定雇用率の引き上げの影響もあり減少。

☆地方独立行政法人等の実雇用率が若干低下した理由は、算定基礎となる労働者数が増加したことによるもの。

<民間企業>（法定雇用率2.5% ※本年3月までの法定雇用率は2.3%）

- ・雇用障害者数は17,987.5人、対前年差630.5人増加、対前年比3.6%増加
- ・実雇用率2.47%、対前年比0.05ポイント上昇
- ・法定雇用率達成企業の割合は45.5%、対前年比4.1ポイント減少

<公的機関>（法定雇用率2.8%（2.6%）、埼玉県等の教育委員会は2.7%（2.5%））

※〔 〕は機関数、（ ）は前年の値

- ・埼玉県の機関〔5〕：雇用障害者数290.0人（278.5人）、
実雇用率2.91%（2.81%）
- ・市町村の機関〔93〕：雇用障害者数1,560.5人（1,474.5人）、
実雇用率2.72%（2.61%）
- ・埼玉県等の教育委員会〔2〕：雇用障害者数985.5人（929.0人）、
実雇用率2.65%（2.53%）

<地方独立行政法人等>（法定雇用率2.8%（2.6%））※（ ）は前年の値

- ・雇用障害者数60.5人（60.0人）、実雇用率2.44%（2.45%）

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（40.0人以上規模の企業：法定雇用率2.5%）に雇用されている障害者の数は17,987.5人で、前年より630.5人増加（対前年比3.6%増）し、22年連続で過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は8,286.0人（対前年比1.7%増）、知的障害者は5,719.0人（同2.1%増）、精神障害者は3,982.5人（同10.3%増）と、全ての障害種別で前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- ・ 実雇用率は、13年連続で過去最高の2.47%（前年は2.42%）、法定雇用率達成企業の割合は45.5%（同49.6%）であった。

※参考

	令和6年	令和5年	対前年増減
雇用障害者数	17,987.5人	17,357.0人	630.5人
実雇用率	2.47%	2.42%	0.05
法定雇用率達成企業割合	45.5%	49.6%	▲4.1

	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年
実雇用率	1.93%	2.01%	2.15%	2.22%	2.30%	2.32%	2.37%	2.42	2.47
全国順位	30位	28位	25位	24位	18位	22位	24位	24位	27位

〔総括表1、グラフ1、詳細表1(1)・(4)〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では134.0人であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満規模企業で2,556.0人（前年は2,429.0人）、100～300人未満で4,410.0人（同4,355.5人）、300～500人未満で1,731.5人（同1,616.0人）、500～1,000人未満で2,233.0人（同2,113.0人）、1,000人以上で6,923.0人（同6,843.5人）と、全ての企業規模で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では1.86%であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満で1.86%（前年は1.82%）、100～300人未満で2.31%（同2.28%）、300～500人未満で2.59%（同2.41%）、500～

1,000人未満で2.43%（同2.35%）、1,000人以上で2.97%（同2.89%）と、全ての企業規模で前年より増加した。

なお、300～500人未満、1,000人以上の企業規模が法定雇用率を上回っている。

- ・ 法定雇用率達成企業の割合は、今年から新たに報告対象となった常用労働者数が40.0～43.5人未満規模の企業では27.7%であった。また、従来から報告対象であった企業を規模別に見ると、43.5～100人未満で44.1%（前年は45.6%）、100～300人未満で49.7%（同54.4%）、300～500人未満で41.2%（同47.4%）、500～1,000人未満で50.0%（同56.8%）、1,000人以上で55.2%（同67.4%）となり、全ての企業規模で前年より減少した。

〔グラフ2①・②、詳細表1(2)〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」「鉱業、採石業、砂利採取業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」以外の全ての業種で前年よりも増加した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「鉱業、採石業、砂利採取業」（3.06%）、「宿泊業、飲食サービス業」（3.04%）、「医療、福祉」（2.91%）、「卸売業、小売業」（2.70%）が法定雇用率を上回っている。

〔グラフ3①・②、詳細表1(3)〕

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和6年の法定雇用率未達成企業は2,209社。そのうち、不足数が0.5人または1人である企業（1人不足企業）が、69.4%と約7割を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）は1,327社であり、未達成企業に占める割合は、60.1%となっている。

〔詳細表1(5)〕

2 公的機関における在職状況

(1) 埼玉県の機関（法定雇用率2.8%）

埼玉県の機関に在職している障害者の数は290.0人で、前年より4.1%（11.5人）増加しており、実雇用率は2.91%と、前年に比べ0.1ポイント上昇した。

埼玉県の機関は5機関全て達成。

〔総括表2(1)、詳細表2(1)、3(1)①〕

(2) 市町村の機関（法定雇用率2.8%）

市町村の機関に在職している障害者の数は1,560.5人で、前年より5.8%（86.0人）増加しており、実雇用率は2.72%と、前年に比べ0.11ポイント上昇した。

93機関中68機関が達成。

〔総括表2(2)、詳細表2(2)、3(1)②〕

(3) 埼玉県等の教育委員会（法定雇用率2.7%）

埼玉県等の教育委員会に在職している障害者の数は985.5人で、前年より6.1%（56.5人）増加しており、実雇用率は2.65%（埼玉県教育委員会は2.71%、さいたま市教育委員会は2.31%）と、前年に比べ0.12ポイント上昇した。

埼玉県等の教育委員会は2機関中1機関が達成。

〔総括表2(3)、詳細表2(3)、3(2)〕

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等（法定雇用率2.8%）に雇用されている障害者の数は60.5人で、前年より0.8%（0.5人）増加しており、実雇用率は2.44%と、前年に比べ0.01ポイント減少した。

3法人中1法人で達成。

〔総括表3、詳細表3(3)〕

総括表

令和6年6月1日現在における障害者の雇用状況

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	727,357.0 人	17,987.5 人	2.47 %	1,844 / 4,053	45.5 %
	(717,611.0 人)	[15,485 人] (17,357.0 人)	(2.42 %)	(1,869 / 3,767)	(49.6 %)

※[]内は実人員。以下同じ。

2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
計	9,949.0 人	290.0 人	2.91 %	5 / 5	100.0 %
	(9,907.0 人)	[221 人] (278.5 人)	(2.81 %)	(5 / 5)	(100.0 %)
知事部局	7,769.0 人	222.0 人	2.86 %	1 / 1	100.0 %
	(7,757.5 人)	[165 人] (214.5 人)	(2.77 %)	(1 / 1)	(100.0 %)
その他の機関	2,180.0 人	68.0 人	3.12 %	4 / 4	100.0 %
	(2,149.5 人)	[56 人] (64.0 人)	(2.98 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

(2) 市町村の機関(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村等の機関	57,307.5 人	1,560.5 人	2.72 %	68 / 93	73.1 %
	(56,526.0 人)	[1,211 人] (1,474.5 人)	(2.61 %)	(75 / 91)	(82.4 %)

※市長村の機関のうち未達成であった機関のうち8機関は、令和6年12月1日までに達成済み。

(3) 埼玉県等の教育委員会(法定雇用率2.7%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
埼玉県等の教育委員会	37,195.0 人	985.5 人	2.65 %	1 / 2	50.0 %
	(36,762.5 人)	[797 人] (929.0 人)	(2.53 %)	(1 / 2)	(50.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.8%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	2,481.0 人	60.5 人	2.44 %	1 / 3	33.3 %
	(2,449.5 人)	[52 人] (60.0 人)	(2.45 %)	(2 / 3)	(66.7 %)

※地方独立行政法人等(国立大学法人等を除く)のうち未達成であった2機関は、令和6年12月13日までに達成済み。

注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(対象障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

4 法定雇用率2.7%が適用される機関とは、都道府県の教育委員会及び一定の市町村の教育委員会である。

5 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。

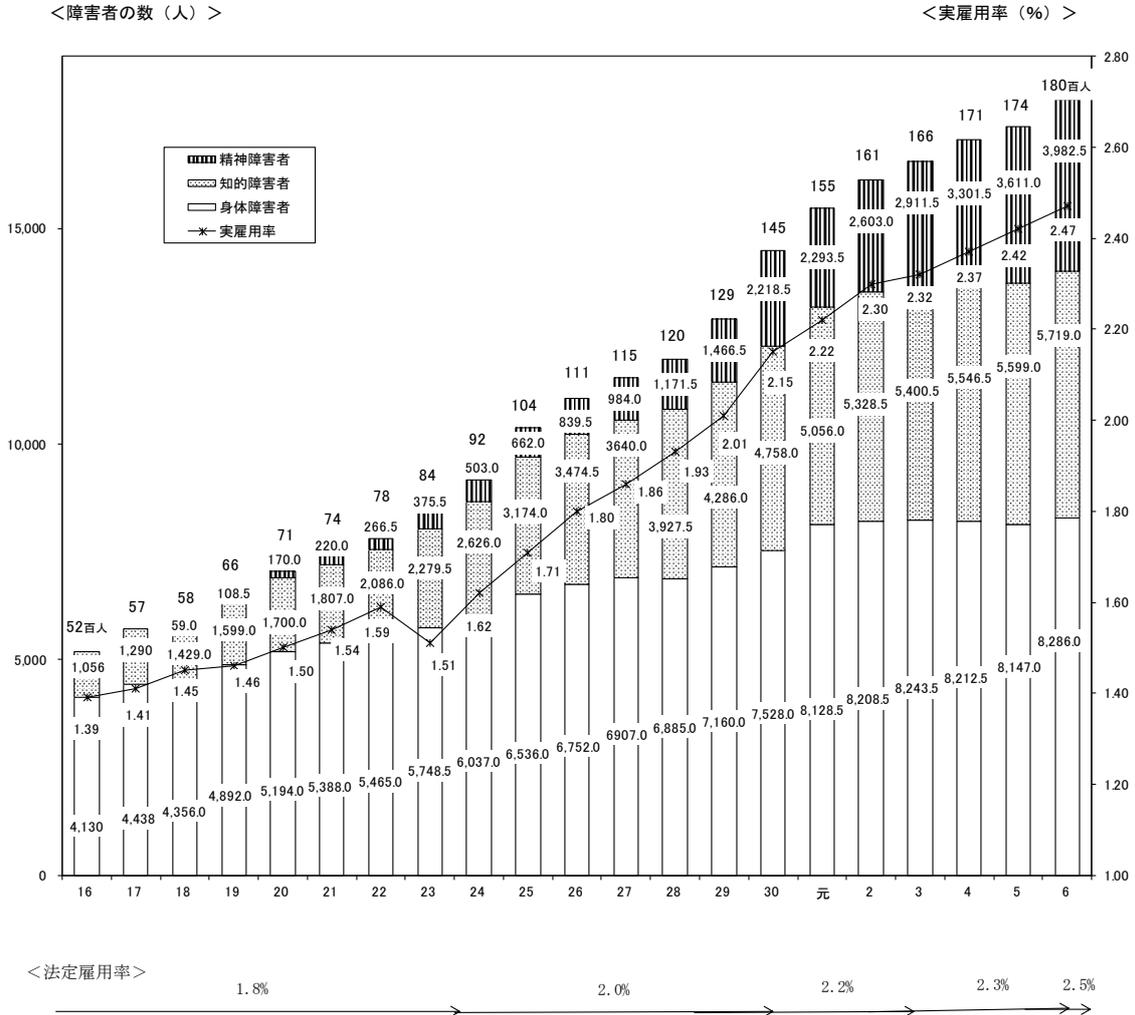
6 「地方独立行政法人等」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令別表第2の第9号及び第10号までの法人を指す。

7 特別認定や各機関における法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数の変化等により機関数は変動する。

グラフ

民間企業における障害者の雇用状況

1 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年から令和5年までは43.5人以上規模、令和6年以降は40人以上規模）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

平成17年まで
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、
 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成18年～平成22年
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5カウント）

平成23年～令和5年
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者である短時間労働者
 重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）（※）

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

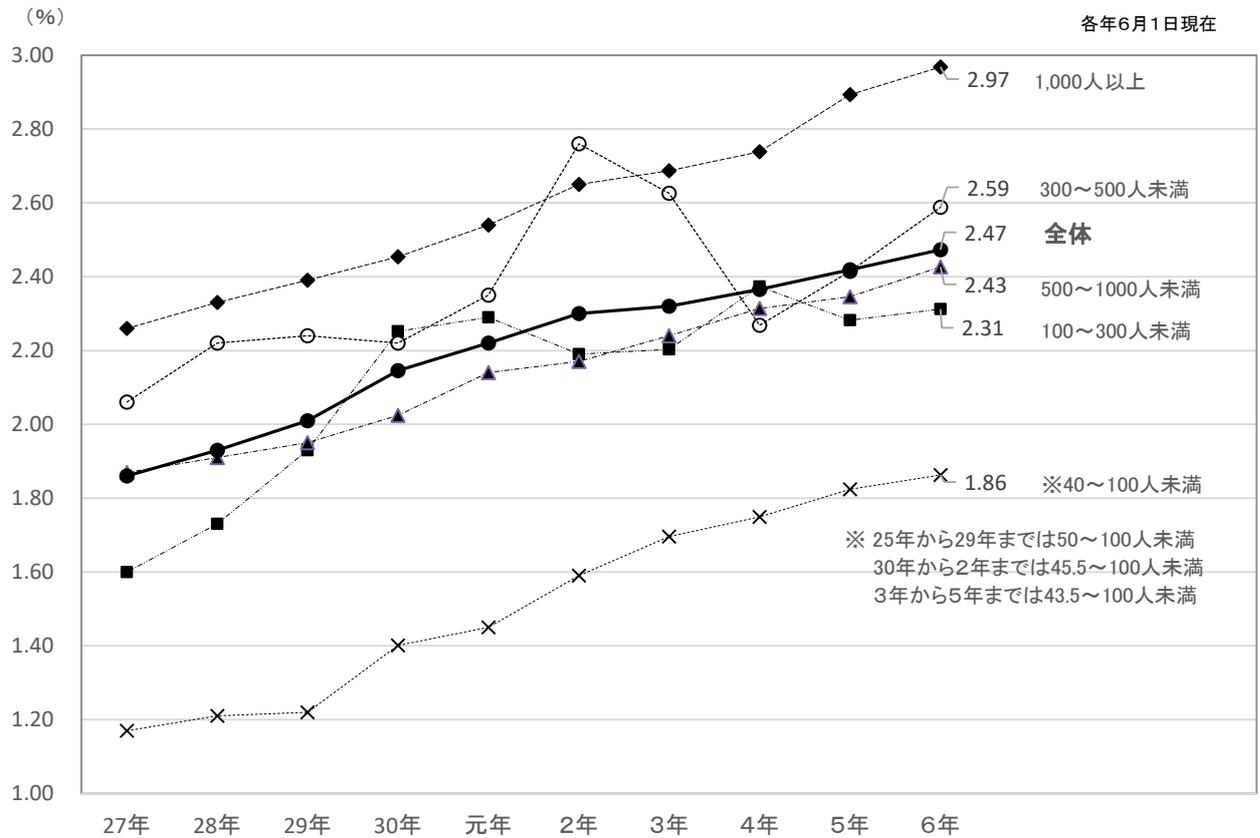
令和5年以降、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている。

令和6年以降
 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）、知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）、精神障害者、
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、
 重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者（0.5カウント）
 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者（0.5カウント）

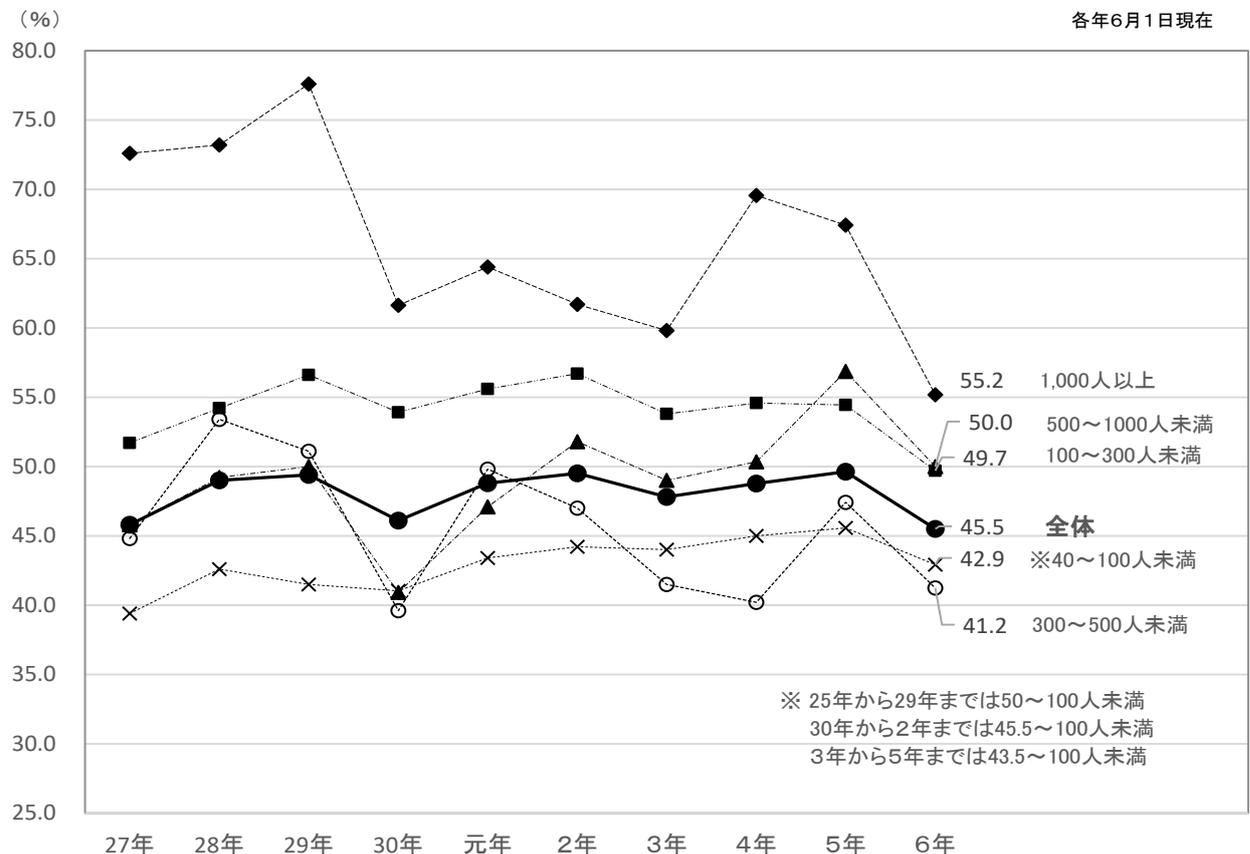
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年から平成29年までは2.0%、平成30年から令和2年までは2.2%、令和3年から令和5年までは2.3%、令和6年以降は2.5%となっている。

2 企業規模別状況

① 実雇用率

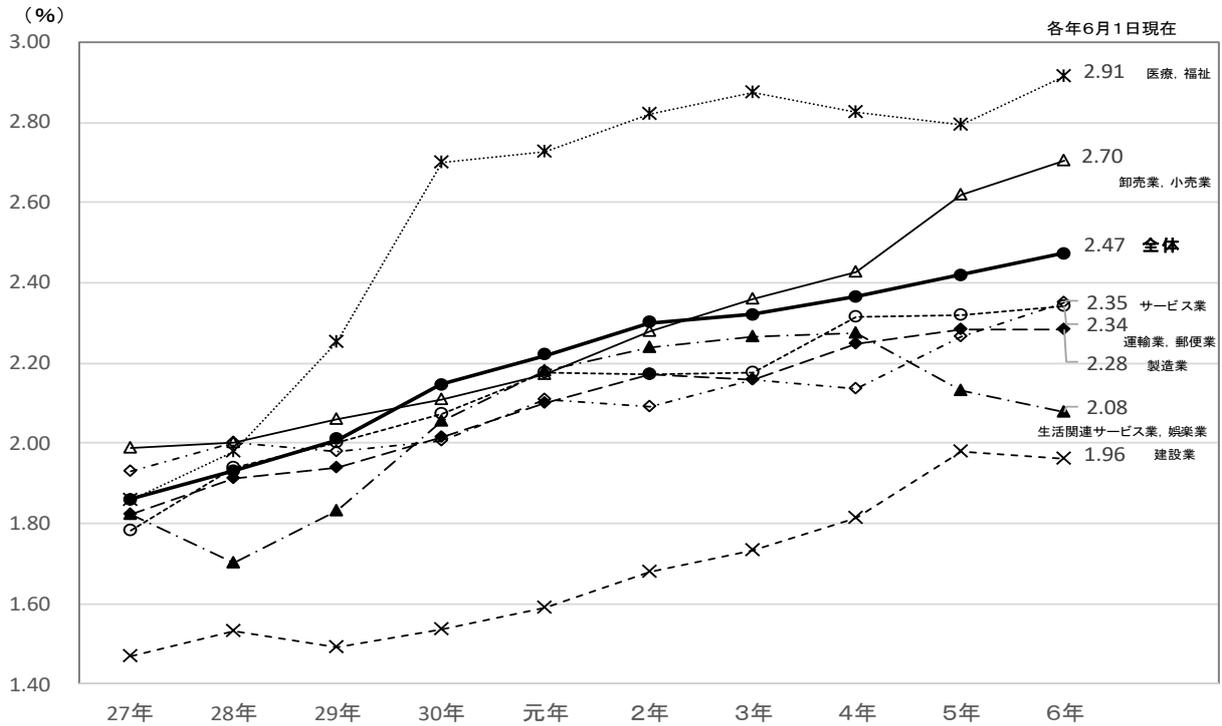


② 達成企業割合



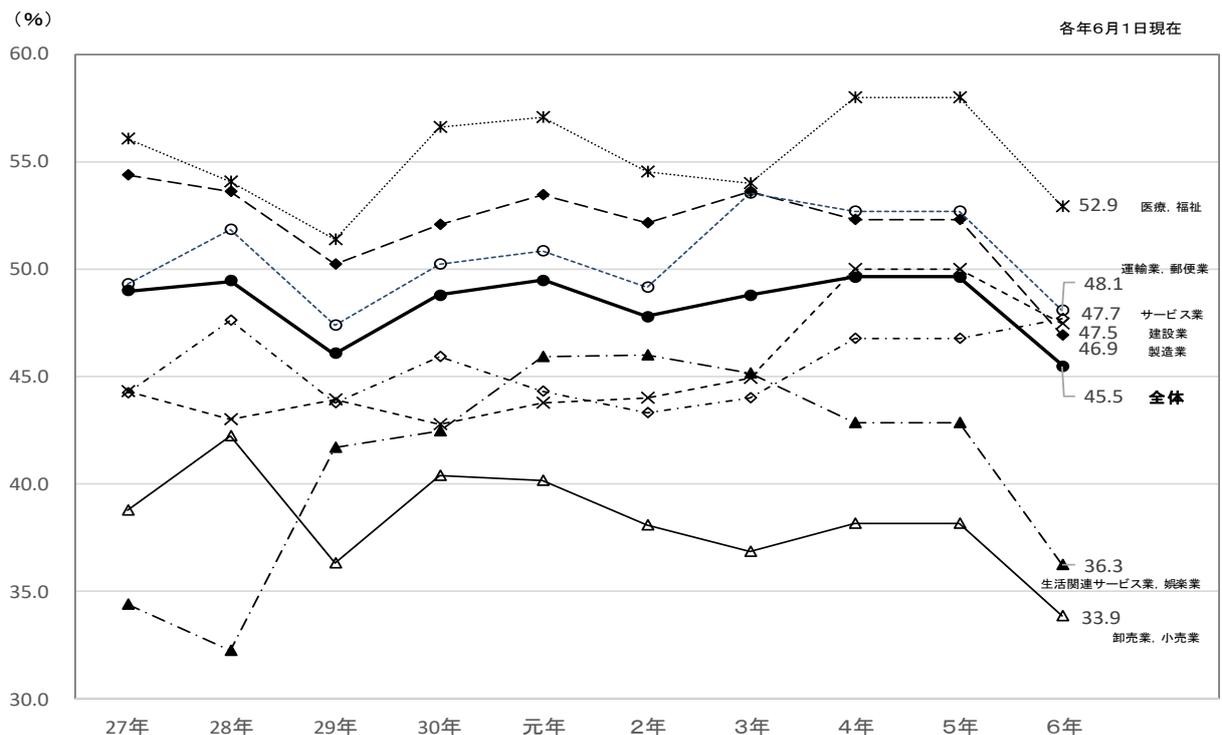
3 産業別状況

① 実雇用率



注 グラフ作成上、企業数が100社に満たない農業、林業、漁業、鉱業、採石業、砂利採取業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、教育、学習支援業、複合サービス事業は除いている。

② 達成企業割合



注 ①の図と同じ。

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- | | | | |
|---------------|-------|---|---|
| ○ 民間企業 | …… | { | 一般の民間企業 …………… 2. 5%
（40.0人以上規模の企業）
特殊法人等 …………… 2. 8%
{ 労働者数36.0人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等 |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | | 2. 8%
（36.0人以上規模の機関） |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | | 2. 7%
（37.5人以上規模の機関） |

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

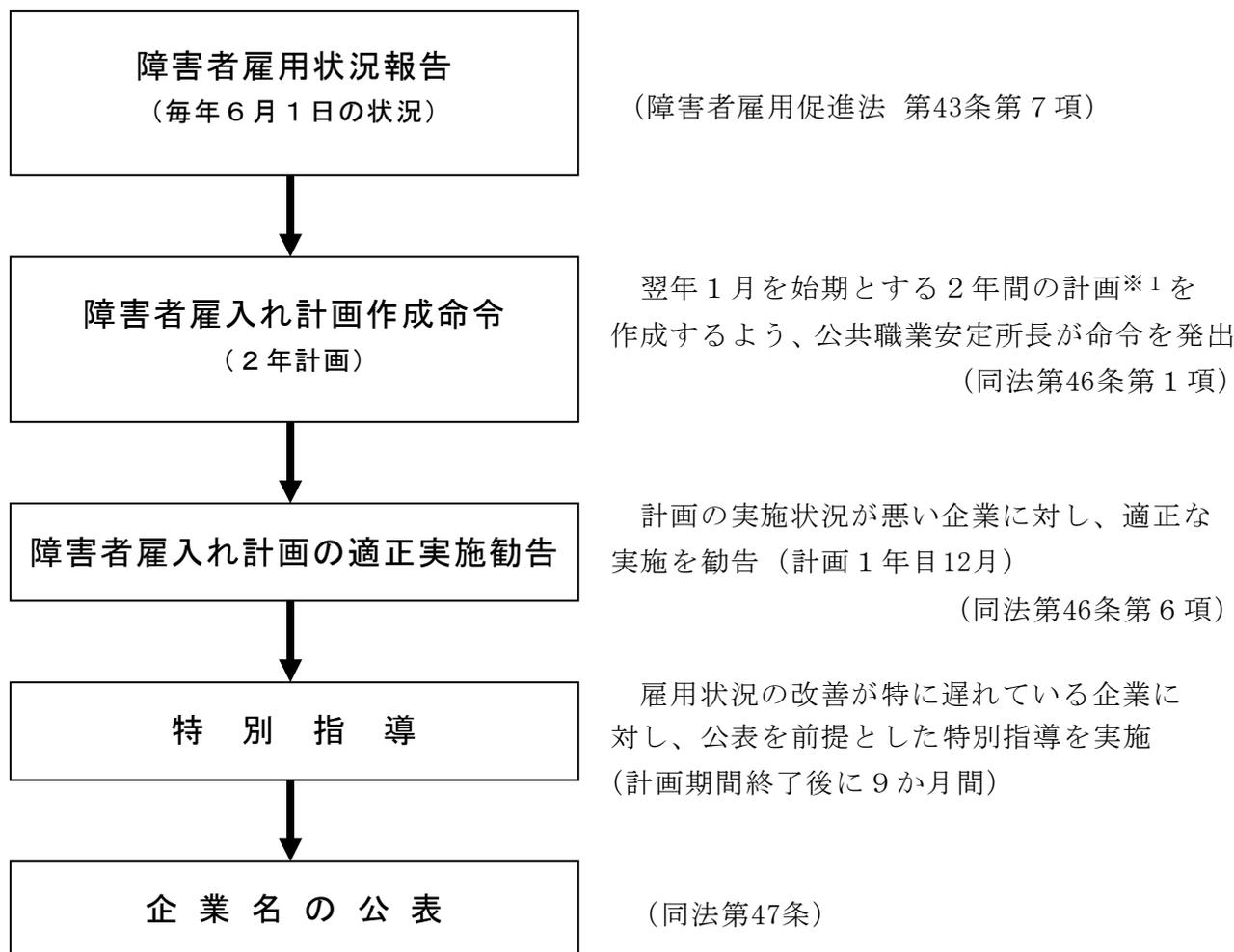
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

※ 重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者）については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績]

- 令和5年度の実績
 - * 「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 33社(再計画も含む)
 - * 障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 0社
 - * 「特別指導」の実施 1社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 14社(5年度)
- 企業名の公表 平成22年度 1社(再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

詳細表

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.5%)

(1) 概況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合	
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者及び知的障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	注. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+D ×0.5(注2)				G. うち新規雇用分(注4)
民間企業	企業 4,053 (3,767)	人 727,357.0 (717,611.0)	人 3,374 (3,370)	人 1,979 (1,970)	人 8,389 (7,994)	人 1,218 (1,306)	人 525 (-)	人 17,987.5 (17,357.0)	人 1,871.5 (1,874.0)	% 2.47 (2.42)	企業 1,844 (1,869)	% 45.5 (49.6)

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数						③ 知的障害者の数						④ 精神障害者の数						
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
民間企業	人 17,987.5 (17,357.0)	人 2,333 (2,294)	人 407 (409)	人 2,883 (2,888)	人 464 (524)	人 196 (-)	人 8,286.0 (8,147.0)	人 615.0 (599.5)	人 1,041 (1,076)	人 223 (211)	人 3,008 (2,845)	人 754 (782)	人 58 (-)	人 5,719.0 (5,599.0)	人 527.0 (520.5)	人 2,498 (2,261)	人 1,349 (1,350)	人 271 (-)	人 3,982.5 (3,611.0)	人 729.5 (754.0)

[1(1)①表の注]

注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。

2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者」については、1人を1カウントとしている。

3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

4 G欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④f欄の計である。

2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③④f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。

3 法令上、②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントとしている。

4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の労働者である。

5 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は、令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。

6 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

【参考】就労継続支援A型事業所における障害者雇用状況

	算定基礎労働者数	重度身体障害者	重度身体障害者短時間	重度以外身体障害者	重度以外身体障害者短時間	重度身体障害者特定短時間	身体障害者計	重度知的障害者	重度知的障害者短時間	重度以外の知的障害者	重度以外知的障害者短時間	重度知的障害者特定短時間	知的障害者計	精神障害者	精神障害者短時間	精神障害者特定短時間	精神障害者計	障害者計
A型事業所	1,075.5	3	47	5	94	1	105.5	4	45	34	353	0	263.5	33	649	0	682.0	1,051.0

※ 就労継続支援A型事業所に該当するものとして報告された47事業所について集計を行ったもの。(算定基礎労働者数、身体障害者計、知的障害者計、精神障害者計、障害者計欄の算出にあたっては、上記1(1)①、②と同様のカウントにて算出している。)

(2) 企業規模別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成企業の数	⑥ 法定雇用率達成企業の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(注3)	E. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
規模計	企業 4,053 (3,767)	人 727,357.0 (717,611.0)	人 3,374 (3,370)	人 1,979 (1,970)	人 8,389 (7,994)	人 1,218 (1,306)	人 525 (-)	人 17,987.5 (17,357.0)	人 1,871.5 (1,874.0)	% 2.47 (2.42)	企業 1,844 (1,869)	% 45.5 (49.6)
40.0～ 43.5人未満	173 (-)	7,190.0 (-)	17 (-)	41 (-)	50 (-)	16 (-)	2 (-)	134.0 (-)	9.5 (-)	1.86 (-)	48 (-)	27.7 (-)
43.5～ 100人未満	2,171 (2,065)	137,218.5 (133,188.5)	430 (424)	537 (483)	998 (966)	272 (264)	50 (-)	2,556.0 (2,429.0)	338.0 (317.0)	1.86 (1.82)	958 (941)	44.1 (45.6)
100～ 300人未満	1,282 (1,273)	190,721.0 (190,862.5)	809 (790)	620 (728)	1,885 (1,801)	410 (493)	164 (-)	4,410.0 (4,355.5)	509.5 (494.0)	2.31 (2.28)	637 (693)	49.7 (54.4)
300～ 500人未満	194 (194)	66,911.0 (66,927.0)	348 (352)	156 (131)	798 (736)	104 (90)	59 (-)	1,731.5 (1,616.0)	181.0 (163.0)	2.59 (2.41)	80 (92)	41.2 (47.4)
500～ 1000人未満	146 (146)	92,034.0 (90,086.0)	476 (445)	186 (191)	999 (959)	129 (146)	63 (-)	2,233.0 (2,113.0)	209.0 (175.5)	2.43 (2.35)	73 (83)	50.0 (56.8)
1,000人以上	87 (89)	233,282.5 (236,547.0)	1,294 (1,359)	439 (437)	3,659 (3,532)	287 (313)	187 (-)	6,923.0 (6,843.5)	624.5 (724.5)	2.97 (2.89)	48 (60)	55.2 (67.4)

注 1(1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
規模計	人 17,987.5 (17,357.0)	人 2,333 (2,294)	人 407 (409)	人 2,883 (2,888)	人 464 (524)	人 196 (-)	人 8,286.0 (8,147.0)	人 615.0 (599.5)	人 1,041 (1,076)	人 223 (211)	人 3,008 (2,845)	人 754 (782)	人 58 (-)	人 5,719.0 (5,599.0)	人 527.0 (520.5)	人 2,498 (2,261)	人 1,349 (1,350)	人 271 (-)	人 3,982.5 (3,611.0)	人 729.5 (754.0)
40.0～ 43.5人未満	134.0 (-)	15 (-)	5 (-)	26 (-)	5 (-)	1 (-)	64.0 (-)	-	2 (-)	3 (-)	15 (-)	11 (-)	-	27.5 (-)	-	9 (-)	33 (-)	1 (-)	42.5 (-)	-
43.5～ 100人未満	2,556.0 (2,429.0)	362 (348)	97 (79)	500 (491)	118 (116)	14 (-)	1,387.0 (1,324.0)	-	68 (76)	47 (36)	217 (227)	154 (148)	7 (-)	480.5 (489.0)	-	281 (248)	393 (368)	29 (-)	688.5 (616.0)	-
100～ 300人未満	4,410.0 (4,355.5)	633 (622)	127 (127)	816 (820)	129 (192)	65 (-)	2,306.0 (2,287.0)	-	176 (168)	68 (75)	456 (419)	281 (301)	13 (-)	1,023.0 (980.5)	-	613 (562)	425 (526)	86 (-)	1,081.0 (1,088.0)	-
300～ 500人未満	1,731.5 (1,616.0)	219 (218)	38 (39)	264 (276)	55 (45)	26 (-)	780.5 (773.5)	-	129 (134)	20 (23)	267 (229)	49 (45)	6 (-)	572.5 (542.5)	-	267 (231)	98 (69)	27 (-)	378.5 (300.0)	-
500～ 1000人未満	2,233.0 (2,113.0)	351 (321)	39 (51)	383 (381)	53 (68)	23 (-)	1,162.0 (1,108.0)	-	125 (124)	18 (13)	257 (275)	76 (78)	10 (-)	568.0 (575.0)	-	359 (303)	129 (127)	30 (-)	503.0 (430.0)	-
1,000人以上	6,923.0 (6,843.5)	753 (785)	101 (113)	894 (920)	104 (103)	67 (-)	2,586.5 (2,654.5)	-	541 (574)	67 (64)	1,796 (1,695)	183 (210)	22 (-)	3,047.5 (3,012.0)	-	969 (917)	271 (260)	98 (-)	1,289.0 (1,177.0)	-

注 1(1)②表と同じ

(3) 産業別の雇用状況

① 概況

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる労働者 数(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合	
			A. 重度身体障害者及び 知的障害者(注3)	B. 重度身体知的障害者及び 精神障害者である 短時間労働者(注3)	C. 重度以外の 身体障害者、知的 障害者及び精神障害 者である短時間労働 者(注3)	D. 重度以外の身 体障害者及び知的 障害者である短時間 労働者(注3)	E. 重度身体障害 者、重度知的障害 者及び精神障害者 である特定短時間 労働者(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D +E)×0.5 (注2)				G. うち新規雇用分 (注4)
産業計	企業 4,053	人 727,357.0	人 3,374	人 1,979	人 8,389	人 1,218	人 525	人 17,987.5	人 1,871.5	% 2.47	企業 1,844	% 45.5
	(3,767)	(717,611.0)	(3,370)	(1,970)	(7,994)	(1,306)	(-)	(17,357.0)	(1,874.0)	(2.42)	(1,869)	(49.6)
農、林、漁業	企業 9	人 570.0	人 1	人 1	人 2	人 -	人 -	人 5.0	人 -	% 0.88	企業 3	% 33.3
	(9)	(757.5)	(3)	(-)	(6)	(1)	(-)	(12.5)	(-)	(1.65)	(4)	(44.4)
鉱業、採石業、 砂利採取業	2	229.0	3	-	1	-	-	7.0	-	3.06	2	100.0
	(2)	(229.0)	(3)	(-)	(1)	(-)	(-)	(7.0)	(-)	(3.06)	(2)	(100.0)
建設業	177	17,710.0	91	19	143	4	3	347.5	31.0	1.96	84	47.5
	(148)	(15,103.5)	(79)	(19)	(121)	(2)	(-)	(299.0)	(34.0)	(1.98)	(74)	(50.0)
製造業	1,158	196,358.5	986	190	2,242	104	50	4,481.0	346.5	2.28	543	46.9
	(1,094)	(194,346.0)	(1,009)	(196)	(2,165)	(115)	(-)	(4,436.5)	(292.5)	(2.28)	(572)	(52.3)
電気・ガス・熱供 給・水道業	8	1,478.5	7	2	14	-	-	30.0	5.0	2.03	4	50.0
	(12)	(1,873.0)	(10)	(3)	(11)	(-)	(-)	(34.0)	(1.0)	(1.82)	(8)	(66.7)
情報通信業	60	7,796.0	28	6	80	2	1	143.5	16.0	1.84	24	40.0
	(52)	(8,162.0)	(26)	(8)	(82)	(3)	(-)	(143.5)	(6.5)	(1.76)	(23)	(44.2)
運輸業、郵便業	445	68,686.5	313	121	798	74	51	1,607.5	130.5	2.34	214	48.1
	(416)	(69,297.0)	(318)	(135)	(790)	(92)	(-)	(1,607.0)	(122.0)	(2.32)	(219)	(52.6)
卸売業、小売業	469	137,283.0	638	272	2,040	139	104	3,709.5	415.5	2.70	159	33.9
	(427)	(133,462.5)	(623)	(256)	(1,918)	(153)	(-)	(3,496.5)	(480.0)	(2.62)	(163)	(38.2)
金融業、保険業	18	8,151.0	45	8	86	7	1	188.0	15.0	2.31	7	38.9
	(17)	(8,349.0)	(41)	(7)	(80)	(10)	(-)	(174.0)	(7.0)	(2.08)	(5)	(29.4)
不動産業、 物品賃貸業	63	13,041.5	55	27	101	8	4	244.0	23.5	1.87	15	23.8
	(58)	(12,786.0)	(55)	(31)	(92)	(7)	(-)	(236.5)	(30.5)	(1.85)	(16)	(27.6)
学術研究、専門・ 技術サービス業	78	10,053.5	48	30	68	13	2	201.5	16.5	2.00	32	41.0
	(67)	(9,318.0)	(49)	(17)	(57)	(10)	(-)	(177.0)	(29.5)	(1.90)	(27)	(40.3)
宿泊業、飲食 サービス業	57	20,007.5	82	45	350	81	19	609.0	28.5	3.04	29	50.9
	(47)	(18,972.0)	(77)	(57)	(320)	(88)	(-)	(575.0)	(25.0)	(3.03)	(24)	(51.1)
生活関連サービ ス業、娯楽業	124	12,615.5	51	28	113	26	12	262.0	24.5	2.08	45	36.3
	(119)	(12,238.0)	(56)	(32)	(109)	(16)	(-)	(261.0)	(27.0)	(2.13)	(51)	(42.9)
教育、学習支援業	96	22,326.5	98	33	157	14	10	398.0	41.0	1.78	28	29.2
	(93)	(22,135.0)	(91)	(34)	(162)	(22)	(-)	(389.0)	(37.0)	(1.76)	(29)	(31.2)
医療、福祉	831	137,548.0	601	1,036	1,374	612	179	4,007.5	622.0	2.91	440	52.9
	(785)	(137,120.5)	(613)	(998)	(1,299)	(621)	(-)	(3,833.5)	(595.0)	(2.80)	(455)	(58.0)
複合サービス事業	22	13,118.0	59	31	145	46	22	328.0	16.0	2.50	7	31.8
	(21)	(13,233.5)	(58)	(34)	(138)	(43)	(-)	(309.5)	(28.5)	(2.34)	(10)	(47.6)
サービス業	436	60,384.0	268	130	675	88	67	1,418.5	140.0	2.35	208	47.7
	(400)	(60,228.5)	(259)	(143)	(643)	(123)	(-)	(1,365.5)	(158.5)	(2.27)	(187)	(46.8)

注 1 (1)①の表と同じ

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
産業計	17,987.5 (17,357.0)	2,333 (2,294)	407 (409)	2,883 (2,888)	464 (524)	196 (-)	8,286.0 (8,147.0)	615.0 (599.5)	1,041 (1,076)	223 (211)	3,008 (2,845)	754 (782)	58 (-)	5,719.0 (5,599.0)	527.0 (520.5)	2,498 (2,261)	1,349 (1,350)	271 (-)	3,982.5 (3,611.0)	729.5 (754.0)
農、林、漁業	5.0 (12.5)	- (2)	- (-)	- (1)	- (-)	- (-)	- (5.0)	-	1 (1)	1 (-)	2 (3)	- (1)	- (-)	5.0 (5.5)	-	- (2)	- (-)	- (-)	- (2.0)	-
鉱業、採石業、砂利採取業	7.0 (7.0)	3 (3)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	6.0 (6.0)	-	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)	-
建設業	347.5 (299.0)	81 (68)	9 (10)	77 (69)	3 (1)	1 (-)	250.0 (215.5)	-	10 (11)	2 (2)	10 (6)	1 (1)	- (-)	32.5 (30.5)	56 (46)	8 (7)	2 (-)	65.0 (53.0)	-	
製造業	4,481.0 (4,436.5)	734 (751)	46 (47)	882 (904)	38 (52)	19 (-)	2,424.5 (2,479.0)	-	252 (258)	27 (34)	719 (669)	66 (63)	3 (-)	1,284.5 (1,250.5)	641 (592)	117 (115)	28 (-)	772.0 (707.0)	-	
電気・ガス・熱供給・水道業	30.0 (34.0)	7 (10)	- (1)	8 (7)	- (-)	- (-)	22.0 (28.0)	-	- (-)	- (-)	- (1)	- (-)	- (-)	- (1.0)	6 (3)	2 (2)	- (-)	8.0 (5.0)	-	
情報通信業	143.5 (143.5)	24 (22)	- (-)	28 (32)	2 (3)	1 (-)	77.5 (77.5)	-	4 (4)	- (-)	5 (5)	- (-)	- (-)	13.0 (13.0)	47 (45)	6 (8)	- (-)	53.0 (53.0)	-	
運輸業、郵便業	1,607.5 (1,607.0)	221 (220)	36 (42)	332 (326)	39 (51)	19 (-)	839.0 (833.5)	-	92 (98)	10 (13)	239 (255)	35 (41)	3 (-)	452.0 (484.5)	227 (209)	75 (80)	29 (-)	316.5 (289.0)	-	
卸売業、小売業	3,709.5 (3,496.5)	319 (305)	64 (58)	440 (432)	51 (42)	33 (-)	1,184.0 (1,121.0)	-	319 (318)	40 (34)	1,063 (995)	88 (111)	14 (-)	1,792.0 (1,720.5)	537 (491)	168 (164)	57 (-)	733.5 (655.0)	-	
金融業、保険業	188.0 (174.0)	32 (30)	3 (3)	31 (32)	7 (9)	- (-)	101.5 (99.5)	-	13 (11)	- (-)	15 (14)	- (1)	- (-)	41.0 (36.5)	40 (34)	5 (4)	1 (-)	45.5 (38.0)	-	
不動産業、物品賃貸業	244.0 (236.5)	43 (44)	11 (11)	44 (47)	2 (2)	1 (-)	142.5 (147.0)	-	12 (11)	- (1)	24 (18)	6 (5)	- (-)	51.0 (43.5)	33 (27)	16 (19)	3 (-)	50.5 (46.0)	-	
学術研究、専門・技術サービス業	201.5 (177.0)	37 (38)	13 (6)	29 (23)	7 (7)	2 (-)	120.5 (108.5)	-	11 (11)	1 (-)	15 (14)	6 (3)	- (-)	41.0 (37.5)	24 (20)	16 (11)	- (-)	40.0 (31.0)	-	
宿泊業、飲食サービス業	609.0 (575.0)	36 (33)	7 (10)	46 (45)	5 (10)	7 (-)	131.0 (126.0)	-	46 (44)	20 (22)	265 (243)	76 (78)	7 (-)	418.5 (392.0)	39 (32)	18 (25)	5 (-)	59.5 (57.0)	-	
生活関連サービス業、娯楽業	262.0 (261.0)	23 (30)	6 (9)	25 (29)	14 (5)	5 (-)	86.5 (100.5)	-	28 (26)	7 (7)	57 (59)	12 (11)	1 (-)	126.5 (123.5)	31 (21)	15 (16)	6 (-)	49.0 (37.0)	-	
教育・学習支援業	398.0 (389.0)	89 (82)	10 (11)	88 (90)	10 (13)	5 (-)	283.5 (271.5)	-	9 (9)	3 (3)	23 (22)	4 (9)	- (-)	46.0 (47.5)	46 (50)	20 (20)	5 (-)	68.5 (70.0)	-	
医療、福祉	4,007.5 (3,833.5)	461 (448)	136 (128)	504 (517)	203 (220)	58 (-)	1,692.5 (1,651.0)	-	140 (165)	100 (81)	334 (312)	409 (401)	24 (-)	930.5 (923.5)	536 (470)	800 (789)	97 (-)	1,384.5 (1,259.0)	-	
複合サービス事業	328.0 (309.5)	36 (34)	5 (8)	45 (46)	12 (7)	8 (-)	132.0 (125.5)	-	23 (24)	6 (8)	76 (73)	34 (36)	3 (-)	146.5 (147.0)	24 (19)	20 (18)	11 (-)	49.5 (37.0)	-	
サービス業	1,418.5 (1,365.5)	187 (174)	61 (65)	304 (288)	71 (102)	37 (-)	793.0 (752.0)	-	81 (85)	6 (6)	161 (156)	17 (21)	3 (-)	339.0 (342.5)	210 (199)	63 (72)	27 (-)	286.5 (271.0)	-	

注 1 (1)②の表と同じ

③ 製造業における雇用状況（概況）

区分	① 企業数	② 法定雇用障害者数 の算定の基礎となる 労働者数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達 成企業の数	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合
			A. 重度身体障 害者及び重度 知的障害者 (注3)	B. 重度身体障 害者、重度知的 障害者及び精神障 害者である短時 間労働者(注3)	C. 重度以外の 身体障害者、知 的障害者及び精 神障害者(注3)(注4)	D. 重度以外の身 体障害者及び知 的障害者である 短時間労働者 (注3)(注5)	E. 重度身体障 害者、重度知的障 害者及び精神障 害者である特定 短時間労働者 (注3)	F. 計 A×2+B+C+(D +E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分 (注4)			
製造業計	企業 1,158 (1,094)	人 196,358.5 (194,346.0)	人 986 (1,009)	人 190 (196)	人 2,242 (2,165)	人 104 (115)	人 50 (-)	人 4,481.0 (4,436.5)	人 346.5 (292.5)	% 2.28 (2.28)	企業 543 (572)	% 46.9 (52.3)
食料品・たばこ	企業 162 (148)	人 38,708.0 (36,996.0)	人 187 (201)	人 63 (62)	人 597 (576)	人 58 (54)	人 26 (-)	人 1,076.0 (1,067.0)	人 101.5 (84.0)	% 2.78 (2.88)	企業 93 (85)	% 57.4 (57.4)
繊維・衣服	15 (13)	1,149.0 (1,165.5)	4 (6)	2 (1)	8 (9)	1 (2)	- (-)	18.5 (23.0)	5.0 (4.0)	1.61 (1.97)	5 (7)	33.3 (53.8)
木材・家具	7 (7)	685.5 (693.5)	1 (1)	- (-)	7 (6)	- (-)	- (-)	9.0 (8.0)	1.0 (3.0)	1.31 (1.15)	3 (3)	42.9 (42.9)
ヘルプ・紙・印刷	136 (129)	17,586.0 (17,330.5)	100 (99)	31 (33)	188 (175)	10 (17)	9 (-)	428.5 (414.5)	21.0 (21.0)	2.44 (2.39)	70 (70)	51.5 (54.3)
化学工業	113 (109)	17,527.5 (16,972.0)	75 (73)	19 (15)	185 (163)	9 (9)	3 (-)	360.0 (328.5)	32.5 (25.0)	2.05 (1.94)	48 (53)	42.5 (48.6)
窯業・土石	20 (17)	2,236.0 (2,209.5)	8 (9)	- (1)	14 (21)	- (-)	- (-)	30.0 (40.0)	- (2.0)	1.34 (1.81)	5 (8)	25.0 (47.1)
鉄鋼	18 (21)	2,255.0 (2,520.5)	13 (12)	2 (3)	28 (32)	2 (2)	- (-)	57.0 (60.0)	2.5 (3.5)	2.53 (2.38)	12 (14)	66.7 (66.7)
非鉄金属	26 (22)	2,531.5 (2,270.5)	6 (6)	2 (3)	21 (20)	1 (1)	- (-)	35.5 (35.5)	2.0 (4.0)	1.40 (1.56)	10 (12)	38.5 (54.5)
金属製品	146 (131)	12,148.0 (11,741.0)	45 (43)	9 (9)	118 (124)	5 (3)	1 (-)	220.0 (220.5)	22.0 (11.5)	1.81 (1.88)	65 (65)	44.5 (49.6)
電気機械	114 (111)	22,170.5 (23,517.5)	129 (143)	10 (13)	213 (211)	3 (6)	6 (-)	485.5 (513.0)	35.5 (28.0)	2.19 (2.18)	46 (54)	40.4 (48.6)
その他機械	252 (243)	53,740.0 (53,135.5)	284 (273)	40 (39)	600 (555)	10 (14)	4 (-)	1,215.0 (1,147.0)	101.0 (71.5)	2.26 (2.16)	120 (127)	47.6 (52.3)
その他	149 (143)	25,621.5 (25,794.0)	134 (143)	12 (17)	263 (273)	5 (7)	1 (-)	546.0 (579.5)	22.5 (35.0)	2.13 (2.25)	66 (74)	44.3 (51.7)

注 1 (1)①の表と同じ

④ 製造業における雇用状況（障害種別）

区分	① 障害者の数 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数			
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+a)×0.5 (注2)(注3)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+a)×0.5 (注2)(注3)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間労働者(注4)	e. 精神障害者である特定短時間労働者(注4)	f. 計 c+d+e×0.5 (注3)
製造業計	4,481.0 (4,436.5)	734 (751)	46 (47)	882 (904)	38 (52)	19 (-)	2,424.5 (2,479.0)	252 (258)	27 (34)	719 (669)	66 (63)	3 (-)	1,284.5 (1,250.5)	641 (592)	117 (115)	28 (-)	772.0 (707.0)
食料品・たばこ	1,076.0 (1,067.0)	81 (87)	14 (15)	128 (136)	12 (18)	12 (-)	316.0 (334.0)	106 (114)	12 (14)	325 (306)	46 (36)	1 (-)	572.5 (566.0)	144 (134)	37 (33)	13 (-)	187.5 (167.0)
繊維工業	18.5 (23.0)	3 (4)	- (-)	2 (2)	- (1)	- (-)	8.0 (10.5)	1 (2)	- (-)	5 (5)	1 (1)	- (-)	7.5 (9.5)	1 (2)	2 (1)	- (-)	3.0 (3.0)
木材・家具	9.0 (8.0)	1 (1)	- (-)	5 (5)	- (-)	- (-)	7.0 (7.0)	- (-)	- (-)	1 (1)	- (-)	- (-)	1.0 (1.0)	1 (-)	- (-)	- (-)	1.0 (-)
パルプ・紙・印刷	428.5 (414.5)	84 (83)	6 (6)	92 (84)	6 (11)	2 (-)	270.0 (261.5)	16 (16)	2 (2)	48 (49)	4 (6)	1 (-)	84.5 (86.0)	48 (42)	23 (25)	6 (-)	74.0 (67.0)
化学工業	360.0 (328.5)	55 (54)	7 (5)	76 (77)	5 (4)	1 (-)	196.0 (192.0)	20 (19)	3 (2)	49 (36)	4 (5)	1 (-)	94.5 (78.5)	60 (50)	9 (8)	1 (-)	69.5 (58.0)
窯業・土石	30.0 (40.0)	8 (9)	- (1)	10 (14)	- (-)	- (-)	26.0 (33.0)	- (-)	- (-)	1 (3)	- (-)	- (-)	1.0 (3.0)	3 (4)	- (-)	- (-)	3.0 (4.0)
鉄鋼	57.0 (60.0)	12 (10)	- (-)	18 (22)	1 (1)	- (-)	42.5 (42.5)	1 (2)	1 (1)	2 (2)	1 (1)	- (-)	5.5 (7.5)	8 (8)	1 (2)	- (-)	9.0 (10.0)
非鉄金属	35.5 (35.5)	5 (4)	- (-)	13 (10)	- (-)	- (-)	23.0 (18.0)	1 (2)	- (-)	5 (3)	1 (1)	- (-)	7.5 (7.5)	3 (7)	2 (3)	- (-)	5.0 (10.0)
金属製品	220.0 (220.5)	30 (30)	3 (1)	57 (57)	2 (1)	1 (-)	121.5 (118.5)	15 (13)	- (1)	37 (36)	3 (2)	- (-)	68.5 (64.0)	24 (31)	6 (7)	- (-)	30.0 (38.0)
電気機械	485.5 (513.0)	117 (129)	2 (4)	107 (115)	3 (6)	3 (-)	346.0 (380.0)	12 (14)	1 (2)	33 (32)	- (-)	- (-)	58.0 (62.0)	73 (64)	7 (7)	3 (-)	81.5 (71.0)
その他機械	1,215.0 (1,147.0)	237 (231)	9 (6)	266 (257)	6 (5)	- (-)	752.0 (727.5)	47 (42)	7 (9)	147 (133)	4 (9)	- (-)	250.0 (230.5)	187 (165)	24 (24)	4 (-)	213.0 (189.0)
その他	546.0 (579.5)	101 (109)	5 (9)	108 (125)	3 (5)	- (-)	316.5 (354.5)	33 (34)	1 (3)	66 (63)	2 (2)	- (-)	134.0 (135.0)	89 (85)	6 (5)	1 (-)	95.5 (90.0)

注 1 (1)②の表と同じ

(4) 民間企業における雇用状況の推移

(各年6月1日現在)

年	障害者の数(人)				実雇用率(%)				法定雇用率達成企業の割合(%)			
	埼玉県		全 国		埼玉県		全 国		埼玉県		全 国	
		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減		対前年増減
平成 15 年	4,755	123	247,093	809	1.38	0.00	1.48	0.01	39.4	0.0	42.5	0.0
16	5,186	431	257,939	10,846	1.39	0.01	1.46	△ 0.02	39.4	0.0	41.7	△ 0.8
17	5,728	542	269,066	11,127	1.41	0.02	1.49	0.03	39.3	△ 0.1	42.1	0.4
18	5,844.0	116.0	283,750.5	14,684.5	1.45	0.04	1.52	0.03	39.9	0.6	43.4	1.3
19	6,599.5	755.5	302,716.0	18,965.5	1.46	0.01	1.55	0.03	40.1	0.2	43.8	0.4
20	7,064.0	464.5	325,603.0	22,887.0	1.50	0.04	1.59	0.04	41.0	0.9	44.9	1.1
21	7,415.0	351.0	332,811.5	7,208.5	1.54	0.04	1.63	0.04	41.6	0.6	45.5	0.6
22	7,817.5	402.5	342,973.5	10,162.0	1.59	0.05	1.68	0.05	40.4	△ 1.2	47.0	1.5
23	8,403.5	586.0	366,199.0	23,225.5	1.51	△ 0.08	1.65	△ 0.03	39.0	△ 1.4	45.3	△ 1.7
24	9,166.0	762.5	382,363.5	16,164.5	1.62	0.11	1.69	0.04	43.9	4.9	46.8	1.5
25	10,372.0	1,206.0	408,947.5	26,584.0	1.71	0.09	1.76	0.07	39.9	△ 4.0	42.7	△ 4.1
26	11,066.0	694.0	431,225.5	22,278.0	1.80	0.09	1.82	0.06	43.7	3.8	44.7	2.0
27	11,531.0	465.0	453,133.5	21,908.0	1.86	0.06	1.88	0.06	45.8	2.1	47.2	2.5
28	11,984.0	453.0	474,374.0	21,240.5	1.93	0.07	1.92	0.04	49.0	3.2	48.8	1.6
29	12,912.5	928.5	495,795.0	21,421.0	2.01	0.08	1.97	0.05	49.4	0.4	50.0	1.2
30	14,504.5	1,592.0	534,769.5	38,974.5	2.15	0.14	2.05	0.08	46.1	△ 3.3	45.9	△ 4.1
令和 元	15,478.0	973.5	560,608.5	25,839.0	2.22	0.07	2.11	0.06	48.8	2.7	48.0	2.1
2	16,140.0	662.0	578,292.0	17,683.5	2.30	0.08	2.15	0.04	49.5	0.7	48.6	0.6
3	16,555.5	415.5	597,786.0	19,494.0	2.32	0.02	2.20	0.05	47.8	△ 1.7	47.0	△ 1.6
4	17,060.5	505.0	613,958.0	16,172.0	2.37	0.05	2.25	0.05	48.8	1.0	48.3	1.3
5	17,357.0	296.5	642,178.0	28,220.0	2.42	0.05	2.33	0.08	49.6	0.8	50.1	1.8
6	17,987.5	630.5	677,461.5	35,283.5	2.47	0.05	2.41	0.08	45.5	△ 4.1	46.0	△ 4.1
	(17,540.0)	(183.0)	(664,116.0)	(21,938.0)	(2.45)	(0.03)	(2.38)	(0.05)				

注1

障害者の数とは、次に掲げる者の合計である。

平成17年まで

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者

平成23年以降

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者(重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)(※)

※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分とカウントしている。

平成18年以降平成22年まで

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である短時間労働者(精神障害者である短時間労働者は0.5カウント)

令和6年以降

- 身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)、知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)、精神障害者、重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である短時間労働者、重度以外身体障害者及び知的障害者である短時間労働者(0.5カウント) 重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者である特定短時間労働者(0.5カウント)

注2

()内は、前年度の改正前の制度に基づいて計算した場合の数値である。

(5) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数							③障害者の数が0人である企業数
		0.5人又は1人	1.5人又は2人	2.5人又は3人	3.5人又は4人	4.5人以上9人以下	9.5人以上20人以下	20.5人以上	
規模計	2,209 (100.0%)	1,532 (69.4%)	413 (18.7%)	155 (7.0%)	57 (2.6%)	45 (2.0%)	7 (0.3%)	0 (0.0%)	1,327 (60.1%)
40-100人未満	1,338 (100.0%)	1,217 (91.0%)	121 (9.0%)	— —	— —	— —	— —	— —	1,195 (89.3%)
100-300人未満	645 (100.0%)	271 (42.0%)	239 (37.1%)	106 (16.4%)	25 (3.9%)	4 (0.6%)	— —	— —	132 (20.5%)
300-500人未満	114 (100.0%)	31 (27.2%)	30 (26.3%)	25 (21.9%)	15 (13.2%)	13 (11.4%)	0 (0.0%)	— —	0 (0.0%)
500-1,000人未満	73 (100.0%)	12 (16.4%)	13 (17.8%)	20 (27.4%)	10 (13.7%)	17 (23.3%)	1 (1.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	39 (100.0%)	1 (2.6%)	10 (25.6%)	4 (10.3%)	7 (17.9%)	11 (28.2%)	6 (15.4%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(6) 身体障害者の部位別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
民間企業	345	829	90	2,724	2,295	6,283
	(332)	(814)	(83)	(2,771)	(2,115)	(6,115)

注 「身体障害者計」欄には、種類の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
40.0～ 100人未満	63	135	20	501	424	1,143
	(67)	(124)	(18)	(464)	(361)	(1,034)
100～ 300人未満	90	264	21	739	656	1,770
	(78)	(256)	(21)	(776)	(630)	(1,761)
300～ 500人未満	39	61	7	263	232	602
	(40)	(60)	(8)	(250)	(220)	(578)
500～ 1000人未満	46	79	15	387	322	849
	(48)	(88)	(9)	(396)	(280)	(821)
1,000人以上	107	290	27	834	661	1,919
	(99)	(286)	(27)	(885)	(624)	(1,921)

注 1(6)①の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能障害者	音声・言語・ そしゃく機能障害者	肢体不自由者	内部障害者	身体障害者計
農、林、漁業	0	0	0	0	0	0
	(0)	(1)	(0)	(1)	(1)	(3)
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	0	0	0	3	3
	(0)	(0)	(0)	(0)	(3)	(3)
建設業	3	15	1	76	76	171
	(2)	(10)	(0)	(69)	(67)	(148)
製造業	55	319	17	727	601	1,719
	(55)	(320)	(19)	(775)	(585)	(1,754)
電気・ガス・熱供給 ・水道業	1	0	1	10	3	15
	(1)	(0)	(1)	(10)	(6)	(18)
情報通信業	3	7	0	30	15	55
	(3)	(8)	(0)	(33)	(13)	(57)
運輸業、郵便業	12	74	14	272	275	647
	(14)	(75)	(11)	(284)	(255)	(639)
卸売業、小売業	39	98	16	402	352	907
	(41)	(85)	(10)	(376)	(325)	(837)
金融業、保険業	4	8	1	33	27	73
	(4)	(9)	(1)	(33)	(27)	(74)
不動産業、物品賃貸業	5	14	1	44	37	101
	(5)	(15)	(1)	(49)	(34)	(104)
学術研究、 専門・技術サービス業	5	11	2	36	34	88
	(3)	(11)	(0)	(32)	(28)	(74)
宿泊業、 飲食サービス業	2	16	4	40	39	101
	(3)	(16)	(5)	(41)	(33)	(98)
生活関連サービス業、 娯楽業	3	9	2	29	30	73
	(4)	(11)	(3)	(25)	(30)	(73)
教育、学習支援業	11	13	3	107	68	202
	(9)	(14)	(3)	(109)	(61)	(196)
医療、福祉	172	176	16	575	423	1,362
	(162)	(176)	(16)	(581)	(378)	(1,313)
複合サービス事業	5	3	4	46	48	106
	(3)	(3)	(5)	(40)	(44)	(95)
サービス業	25	66	8	297	264	660
	(23)	(60)	(8)	(313)	(225)	(629)

注 1(6)①の表と同じ。

＜詳細表＞

2 地方公共団体における在職状況

(1) 埼玉県の機関（法定雇用率2.8%）

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者ある特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
計	5 (5)	9,949.0 (9,907.0)	78 (79)	11 (5)	114 (110)	15 (11)	3 (-)	290.0 (278.5)	23.0 (19.0)	2.91 (2.81)	5 (5)	100.0 (100.0)
知事部局	1 (1)	7,769.0 (7,757.5)	62 (62)	4 (3)	89 (85)	8 (5)	2 (-)	222.0 (214.5)	16.0 (18.0)	2.86 (2.77)	1 (1)	100.0 (100.0)
その他の機関	4 (4)	2,180.0 (2,149.5)	16 (17)	7 (2)	25 (25)	7 (6)	1 (-)	68.0 (64.0)	7.0 (1.0)	3.12 (2.98)	4 (4)	100.0 (100.0)

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 法令上、③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については、1人を2人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員」及びE欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員」については、1人を0.5人に相当するものとしており、F欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、B欄の「重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員」については、1人を1カウントとしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、E欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 4 G欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 5 ()内は令和5年6月1日現在の数値である。

② 障害種別在職状況

区分	①障害者の数(注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+(e×0.5)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	290.0 (278.5)	78 (79)	8 (4)	73 (77)	15 (11)	2 (-)	245.5 (244.5)	9.0 (10.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (-)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)	40 (33)	3 (1)	1 (-)	43.5 (34.0)	13.0 (9.0)
知事部局	222.0 (214.5)	62 (62)	3 (2)	50 (53)	8 (5)	1 (-)	181.5 (181.5)	5.0 (9.0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (-)	1.0 (0.0)	1.0 (0.0)	38 (32)	1 (1)	1 (-)	39.5 (33.0)	10.0 (9.0)
その他の機関	68.0 (64.0)	16 (17)	5 (2)	23 (24)	7 (6)	1 (-)	64.0 (63.0)	4.0 (1.0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (-)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	2 (1)	2 (0)	0 (-)	4.0 (1.0)	3.0 (0.0)

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③④欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法令上、1人を2人に相当するものとしており、②③f欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 法令上、②③④d欄の重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員並びに②③④e欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとしており、②③④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③b欄及び④d欄の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
- 5 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員、②③④のe欄は1週間の所定労働時間が10時間以上20時間未満の職員である。
- 6 ②③④g欄の「うち新規雇用分」は令和5年6月2日から令和6年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は、令和5年6月1日現在の数値である。

【参考】県の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

県の機関	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・しゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害
		176	5	4	10	0	33	51	11	7	1	24	19	2	9	0	0

(2) 市町村等の機関(法定雇用率2.8%)

① 概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数 (注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害者(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5 (注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
市町村等の機関	93 (91)	57,307.5 (56,526.0)	380 (372)	65 (55)	705 (651)	55 (49)	6 (-)	1,560.5 (1,474.5)	152.0 (132.0)	2.72 (2.61)	68 (75)	73.1 (82.4)

注 2(1)①の表と同じ

② 障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	② 身体障害者の数							③ 知的障害者の数							④ 精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+(d+e)×0.5 (注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+(e×0.5) (注3)	g. うち新規雇用分(注5)
市町村等の機関	1,560.5 (1,474.5)	375 (367)	26 (20)	351 (352)	51 (45)	4 (-)	1,154.5 (1,128.5)	72.5 (50.0)	5 (5)	0 (0)	32 (28)	4 (4)	0 (-)	44.0 (40.0)	10.0 (11.0)	322 (271)	39 (35)	2 (-)	362.0 (306.0)	69.5 (71.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】市町村の機関における障害部位別の雇用身体障害者数

市町村の機関	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・しゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害			
														小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
	807	26	22	86	5	90	253	54	42	9	130	63	3	18	2	2	2

(3)埼玉県等の教育機関(法定雇用率2.7%)

①概況

区分	① 機関数	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数(注1)	③ 障害者の数							④ 実雇用率 F÷②×100	⑤ 法定雇用率達成機関の数	⑥ 法定雇用率達成機関の割合
			A. 重度身体障害者及び重度知的障害(注3)	B. 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員(注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者(注3)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員(注3)	E. 重度身体障害者及び重度知的障害者及び精神障害者ある特定短時間勤務職員(注3)	F. 計 A×2+B+C+(D+E)×0.5(注2)	G. うち新規雇用分(注4)			
計	機関 2 (2)	人 37,195.0 (36,762.5)	人 204 (199)	人 60 (64)	人 502 (450)	人 28 (34)	人 3 (-)	人 985.5 (929.0)	人 164.0 (112.5)	% 2.65 (2.53)	1 (1)	% 50.0 (50.0)
埼玉県教育委員会	機関 1 (1)	人 31,468.5 (31,129.5)	人 182 (175)	人 59 (62)	人 416 (371)	人 27 (32)	人 1 (-)	人 853.0 (799.0)	人 146.0 (94.5)	% 2.71 (2.57)	1 (1)	% 100.0 (100.0)
さいたま市教育委員会	機関 1 (1)	人 5,726.5 (5,633.0)	人 22 (24)	人 1 (2)	人 86 (79)	人 1 (2)	人 2 (-)	人 132.5 (130.0)	人 18.0 (18.0)	% 2.31 (2.31)	0 (0)	% 0.0 (0.0)

注 2(1)①の表と同じ

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の数(注1)	②身体障害者の数							③知的障害者の数							④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者(注4)	b. 重度身体障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の身体障害者(注4)	d. 重度以外の身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	e. 重度身体障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+d+e×0.5(注2)	g. うち新規雇用分(注5)	a. 重度知的障害者(注4)	b. 重度知的障害者である短時間勤務職員(注4)	c. 重度以外の知的障害者(注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 重度知的障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 a×2+b+c+d+e×0.5(注2)(注3)	g. うち新規雇用分(注5)	c. 精神障害者(注4)	d. 精神障害者である短時間勤務職員(注4)	e. 精神障害者である特定短時間勤務職員(注4)	f. 計 c+d+e×0.5(注3)	g. うち新規雇用分(注5)
計	985.5 (929.0)	191 (186)	28 (29)	228 (215)	22 (28)	2 (-)	650.0 (630.0)	70.5 (43.5)	13 (13)	4 (4)	33 (25)	6 (6)	0 (-)	66.0 (58.0)	28.5 (19.0)	241 (210)	28 (31)	1 (-)	269.5 (241.0)	65.0 (50.0)
埼玉県教育委員会	853.0 (799.0)	171 (164)	27 (27)	186 (176)	21 (26)	1 (-)	566.0 (544.0)	68.5 (37.5)	11 (11)	4 (4)	31 (23)	6 (6)	0 (-)	60.0 (52.0)	27.5 (19.0)	199 (172)	28 (31)	0 (-)	227.0 (203.0)	50.0 (38.0)
さいたま市教育委員会	132.5 (130.0)	20 (22)	1 (2)	42 (39)	1 (2)	1 (-)	84.0 (86.0)	2.0 (6.0)	2 (2)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (-)	6.0 (6.0)	1.0 (0.0)	42 (38)	0 (0)	1 (-)	42.5 (38.0)	15.0 (12.0)

注 2(1)②の表と同じ

【参考】県等の教育委員会における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

県等の教育委員会	計	視覚障害		聴覚又は平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由					内部障害						
		視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能障害	上肢機能障害	移動機能障害	心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害			
														小腸機能障害	免疫機能障害	肝臓機能障害	
	471	41	22	67	3	65	104	22	18	0	77	24	3	17	0	6	2

3 公的機関の状況

(1) 地方公共団体の状況（法定雇用率2.8%）

① 埼玉県の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県の機関合計	9,949.0	290.0	2.91	0.0	
埼玉県知事部局	7,769.0	222.0	2.86	0.0	
埼玉県議会事務局	69.0	2.0	2.90	0.0	
埼玉県企業局	433.5	13.5	3.11	0.0	
埼玉県下水道局	118.0	4.0	3.39	0.0	
埼玉県警察本部	1,559.5	48.5	3.11	0.0	

② 市町村の機関の状況

a 市長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村の機関合計	57,307.5	1,560.5	2.72	76.5	
市長部局の機関小計	47,523.5	1,287.0	2.71	61.5	
さいたま市	6465.5	163.5	2.53	17.5	
川越市	3095.0	93.5	3.02	0.0	特例認定(注5)
熊谷市	1360.5	32.0	2.35	6.0	特例認定(注5)
川口市	4210.5	119.0	2.83	0.0	特例認定(注5)
行田市	536.0	15.0	2.80	0.0	特例認定(注5)
秩父市	863.5	25.0	2.90	0.0	特例認定(注5)
所沢市	2176.5	56.0	2.57	4.0	特例認定(注5)・不足解消(注4①)
飯能市	661.5	15.0	2.27	3.0	不足解消(注4②)
加須市	1175.5	28.0	2.38	4.0	特例認定(注5)
本庄市	717.0	21.0	2.93	0.0	特例認定(注5)
東松山市	955.5	24.0	2.51	2.0	特例認定(注5)・不足解消(注4③)
春日部市	1439.0	40.0	2.78	0.0	特例認定(注5)
狭山市	1160.0	23.5	2.03	8.5	特例認定(注5)
羽生市	387.5	8.0	2.06	2.0	特例認定(注5)
鴻巣市	592.5	18.0	3.04	0.0	
深谷市	1031.0	31.0	3.01	0.0	特例認定(注5)
上尾市	1109.5	31.0	2.79	0.0	特例認定(注5)
草加市	2120.0	53.0	2.50	6.0	特例認定(注5)
越谷市	2448.5	67.0	2.74	1.0	特例認定(注5)・不足解消(注4④)
蕨市	426.0	13.0	3.05	0.0	
戸田市	1056.5	31.0	2.93	0.0	特例認定(注5)
入間市	927.0	25.5	2.75	0.0	
朝霞市	937.5	29.0	3.09	0.0	特例認定(注5)
志木市	543.5	15.0	2.76	0.0	特例認定(注5)
和光市	597.5	17.0	2.85	0.0	特例認定(注5)
新座市	1245.5	37.5	3.01	0.0	特例認定(注5)
桶川市	535.5	15.0	2.80	0.0	特例認定(注5)
久喜市	1157.5	36.0	3.11	0.0	特例認定(注5)
北本市	494.5	13.0	2.63	0.0	特例認定(注5)
八潮市	756.5	18.5	2.45	2.5	特例認定(注5)
富士見市	908.0	25.0	2.75	0.0	特例認定(注5)
三郷市	1110.0	32.0	2.88	0.0	特例認定(注5)
蓮田市	488.5	12.0	2.46	1.0	特例認定(注5)
坂戸市	687.5	20.5	2.98	0.0	特例認定(注5)
幸手市	336.5	10.0	2.97	0.0	特例認定(注5)
鶴ヶ島市	571.5	13.0	2.27	3.0	特例認定(注5)
日高市	453.5	12.0	2.65	0.0	特例認定(注5)
吉川市	525.5	15.0	2.85	0.0	特例認定(注5)
ふじみ野市	850.0	23.5	2.76	0.0	特例認定(注5)
白岡市	410.0	10.0	2.44	1.0	特例認定(注5)

b 町村長部局の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
町村長部局の機関小計	4,914.5	139.5	2.84	6.0	
伊奈町	375.5	14.5	3.86	0.0	特例認定(注5)
三芳町	391.5	11.5	2.94	0.0	特例認定(注5)
毛呂山町	307.0	8.0	2.61	0.0	特例認定(注5)
越生町	143.0	5.0	3.50	0.0	特例認定(注5)
滑川町	186.0	6.0	3.23	0.0	特例認定(注5)
嵐山町	135.5	3.5	2.58	0.0	
小川町	316.0	8.5	2.69	0.0	特例認定(注5)
川島町	261.5	8.5	3.25	0.0	特例認定(注5)
吉見町	152.0	5.0	3.29	0.0	
鳩山町	117.5	3.0	2.55	0.0	
ときがわ町	200.0	6.0	3.00	0.0	特例認定(注5)
横瀬町	139.0	2.0	1.44	1.0	特例認定(注5)
皆野町	73.0	3.0	4.11	0.0	
長瀬町	72.5	1.0	1.38	1.0	
小鹿野町	328.0	8.0	2.44	1.0	特例認定(注5)・不足解消(注4⑤)
東秩父村	89.0	3.0	3.37	0.0	
美里町	142.0	3.0	2.11	0.0	特例認定(注5)
神川町	125.5	5.0	3.98	0.0	
上里町	208.0	6.0	2.88	0.0	
寄居町	311.5	9.0	2.89	0.0	特例認定(注5)
宮代町	293.5	5.5	1.87	2.5	特例認定(注5)
杉戸町	356.5	8.5	2.38	0.5	特例認定(注5)
松伏町	190.5	6.0	3.15	0.0	

c 市町村教育委員会の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村教育委員会の機関小計	2,162.0	61.0	2.82	2.5	
所沢市教育委員会	544.5	16.5	3.03	0.0	
飯能市教育委員会	113.0	2.0	1.77	1.0	
鴻巣市教育委員会	74.0	5.0	6.76	0.0	
上尾市教育委員会	357.0	11.0	3.08	0.0	
越谷市教育委員会	421.0	10.5	2.49	0.5	
蕨市教育委員会	76.0	2.5	3.29	0.0	
入間市教育委員会	270.5	7.0	2.59	0.0	
嵐山町教育委員会	36.5	0.0	0.00	1.0	不足解消(注4⑥)
鳩山町教育委員会	43.0	1.0	2.33	0.0	
皆野町教育委員会	60.5	1.5	2.48	0.0	
神川町教育委員会	38.0	1.0	2.63	0.0	
上里町教育委員会	78.5	2.0	2.55	0.0	
松伏町教育委員会	49.5	1.0	2.02	0.0	

d 市町村その他の機関の状況

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
市町村その他の機関小計	2,707.5	73.0	2.70	6.5	
さいたま市水道局	380.5	14.0	3.68	0.0	
熊谷市上下水道事業	58.0	1.5	2.59	0.0	
所沢市上下水道局	142.0	3.5	2.46	0.0	
入間市上下水道部	46.0	1.0	2.17	0.0	
越谷・松伏水道企業団	107.0	2.0	1.87	0.0	
桶川北本水道企業団	43.5	1.0	2.30	0.0	
坂戸・鶴ヶ島水道企業団	52.0	2.0	3.85	0.0	
坂戸・鶴ヶ島下水道組合	43.0	2.0	4.65	0.0	
さいたま市立病院	691.5	17.0	2.46	2.0	不足解消(注4㉗)
秩父市立病院	134.0	3.0	2.24	0.0	
春日部市立医療センター	355.5	11.5	3.23	0.0	
草加市立病院	339.0	5.5	1.62	3.5	
蕨市立病院	108.0	2.0	1.85	1.0	不足解消(注4㉘)
朝霞地区一部事務組合	58.0	1.0	1.72	0.0	
東埼玉資源環境組合	53.0	3.0	5.66	0.0	
児玉郡市広域市町村圏組合	37.0	2.0	5.41	0.0	
大里広域市町村圏組合	59.5	1.0	1.68	0.0	

(2) 埼玉県等の教育委員会の状況(法定雇用率2.7%)

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
埼玉県等の教育委員会合計	37,195.0	985.5	2.65	21.5	
埼玉県教育委員会	31,468.5	853.0	2.71	0.0	
さいたま市教育委員会	5,726.5	132.5	2.31	21.5	

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間勤務職員並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間勤務職員については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間勤務職員については、1人を1カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

- 注 4 ①所沢市においては、9月1日時点において、障害者の数61.0人、実雇用率2.80%、不足数0人となっている。
 ②飯能市においては、9月1日時点において、障害者の数18.0人、実雇用率2.71%、不足数0人となっている。
 ③東松山市においては、12月1日時点において、障害者の数26.0人、実雇用率2.72%、不足数0人となっている。
 ④越谷市においては、11月28日時点において、障害者の数68.0人、実雇用率2.77%、不足数0人となっている。
 ⑤小鹿野町においては、11月1日時点において、障害者の数9.0人、実雇用率2.78%、不足数0人となっている。
 ⑥嵐山町教育委員会においては、11月29日時点において、障害者の数1.0人、実雇用率2.67%、不足数0人となっている。
 ⑦さいたま市立病院においては、11月29日時点において、障害者の数19.0人、実雇用率2.72%、不足数0人となっている。
 ⑧蕨市立病院においては、10月1日時点において、障害者の数5.0人、実雇用率4.67%、不足数0人となっている。
- 5 注5の機関は、特例認定を受けている。
 特例認定とは、地方公共団体の機関(A)及び当該A機関と人的関係が緊密である等の機関(B)の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に、当該B機関に勤務する職員を当該A機関に勤務する職員とみなすものである。
- 6 一覧表にない機関においては、法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数が36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第38条に基づく障害者の採用義務が発生していないため、省略した。

特例認定一覧（市長村の機関）

認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)	認定地方機関(A)	みなされることとなる機関(B)
川越市	川越市教育委員会	北本市	北本市教育委員会
	川越市上下水道局	八潮市	八潮市教育委員会
熊谷市	熊谷市教育委員会		八潮市水道部
川口市	川口市教育委員会	富士見市	富士見市教育委員会
	川口市上下水道局	三郷市	三郷市教育委員会
	川口市立医療センター	蓮田市	蓮田市教育委員会
行田市	行田市教育委員会	坂戸市	坂戸市教育委員会
秩父市	秩父市教育委員会	幸手市	幸手市教育委員会
所沢市	所沢市市民医療センター	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市教育委員会
加須市	加須市教育委員会	日高市	日高市議会事務局
本庄市	本庄市教育委員会		日高市教育委員会
東松山市	東松山市教育委員会	吉川市	吉川市教育委員会
	東松山市立市民病院	ふじみ野市	ふじみ野市教育委員会
	東松山市水道事業	白岡市	白岡市教育委員会
春日部市	春日部市教育委員会	伊奈町	伊奈町教育委員会
			伊奈町議会事務局
狭山市	狭山市教育委員会	三芳町	三芳町教育委員会
	狭山市上下水道事業	毛呂山町	毛呂山町教育委員会
羽生市	羽生市教育委員会	越生町	越生町教育委員会
深谷市	深谷市教育委員会	滑川町	滑川町教育委員会
上尾市	上尾市上下水道部	小川町	小川町教育委員会
草加市	草加市教育委員会	川島町	川島町教育委員会
	草加市水道事業	ときがわ町	ときがわ町教育委員会
越谷市	越谷市立病院	横瀬町	横瀬町教育委員会
戸田市	戸田市教育委員会	小鹿野町	小鹿野町教育委員会
朝霞市	朝霞市教育委員会		国民健康保険町立小鹿野中央病院
志木市	志木市教育委員会	美里町	美里町教育委員会
和光市	和光市教育委員会	寄居町	寄居町教育委員会
新座市	新座市教育委員会	宮代町	宮代町教育委員会
桶川市	桶川市教育委員会	杉戸町	杉戸町教育委員会
久喜市	久喜市教育委員会		

(3) 地方独立行政法人等の状況（法定雇用率2.8%）

機関名	① 法定雇用障害者数の算定の 基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
地方独立行政法人等合計	2,481.0	60.5	2.44	7.5	
公立大学法人埼玉県立大学	159.0	4.0	2.52	0.0	
地方独立行政法人 埼玉県立病院機構	2,081.5	52.5	2.52	5.5	注5
埼玉県住宅供給公社	240.5	4.0	1.66	2.0	注5
埼玉県道路公社	-	-	-	-	注4
埼玉県土地開発公社	-	-	-	-	注4

注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計である。法令上、重度身体障害者及び重度知的障害者については、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者並びに重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である特定短時間労働者については、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

ただし、重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 これらの法人においては、労働者数が36人未満であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条に基づく障害者の雇用義務が発生していない。

5 ①地方独立行政法人埼玉県立病院機構においては、12月13日時点において、障害者の数58.0人、実雇用率2.80%、不足数0人となっている。

②埼玉県住宅供給公社においては、12月10日時点において、障害者の数6.0人、実雇用率2.46%、不足数0人となっている。

[参考]地方独立行政法人等における障害部位別の雇用身体障害者数

地方独立行政法人等	計	視覚障害	聴覚又は 平衡機能障害	音声・言語・ そしゃく・機能障害	肢体不自由	内部障害
	20	2	2	0	8	8